

サービス仕様書（他社製機械保守サービス用）

NI+C は、IBM 製以外の製品（以下「他社製機械」といいます。）に対し、IBM が保守サービスを実施する本仕様書記載のサービス（以下「本サービス」といいます。）を本契約に基づき、お客様に提供します。本サービス対象の製品（以下「対象製品」といいます。）は、別紙記載のとおりとなります。本仕様書記載の各条項は「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」に優先します。

1. サービスの種類

本サービスは、サービス内容により次のサービスの種類とし、お客様が他社製機械毎に選択したサービスの種類は別紙サービスの内容欄に記載されます。

- 1) メンテナンス・マネージメント・サービス (MM)
- 2) メンテナンス・コーディネーション・サービス (MC)
- 3) メンテナンス・サービス(修理および予防保守) (MS, IOR)
- 4) メンテナンス・サービス(IBM 所有の他社製機械との取替え) (MS, IOE)
- 5) メンテナンス・サービス(お客様所有の他社製機械との取替え) (MS, LOS)

2. サービスの内容

本サービスは、以下のいずれかの形態により提供します。なお、対象製品毎の提供するサービスおよびサービス時間帯については、別紙記載のとおりとなります。

- 1) メンテナンス・マネージメント・サービス
NI+C は、本サービスの実施にあたり、NI+C の代行者として保守を行う会社を選定し、この保守代行者を使用し、他社製機械の保守サービスを行います。
- 2) メンテナンス・コーディネーション・サービス
NI+C は、お客様に代わって、お客様が対象製品の保守契約を締結している保守会社（以下「保守会社」といいます。）に対して保守サービスを要請します。MC サービスの前提として、お客様と保守会社の間で対象製品の保守契約が締結されているものとします。お客様は、保守会社との保守契約が解約および変更された場合、すみやかに NI+C へ通知するものとします。予防保守を受ける前にお客様の責任においてプログラム、データおよび現金を保護するための適切な処置を行うものとし、他社製機械の取替え作業を受ける場合は、プログラム、データ、記録媒体、現金および付加物を他社製機械から回収または取り外すものとします。
- 3) メンテナンス・サービス(修理および予防保守)
NI+C は、お客様の要請に基づき、他社製機械の修理および NI+C が必要と判断した他社製機械の修理および予防保守を行います。
- 4) メンテナンス・サービス(IBM 所有の他社製機械との取替え)
NI+C は、その実施場所において、良好に稼働する IBM 所有の他社製機械との取替作業を行います。
- 5) メンテナンス・サービス(お客様所有の他社製機械との取替え)
NI+C は、対象製品に対して、お客様が所有し予備用として準備している同等製品（以下「予備用製品」）との入替作業を行います。なお、予備用製品は、お客様の責任において良好に稼働するように、保管・管理されているものとします。

3. サービスの前提条件

- 1) お客様は、他社製プログラムの使用权を有しているものとします。
- 2) お客様は、NI+C が本サービスを実施するにあたり、お客様の本件手順書、および NI+C が必要とする情報を書面で提供するものとします。また、変更がある場合は、変更内容を書面で事前に通知するものとします。
- 3) 本サービスで使用される対象製品の交換用部品は、製造者指定の同等部品を使用することがあります。
- 4) お客様は、現在利用している他社製プログラム、構成データ等につき、正常稼働時のバックアップを取得しておくものとします。
- 5) お客様は、修正コードを含む最新の他社製プログラム・レベルに維持するものとします。
- 6) 障害に対する問題判別において、お客様へ製品使用環境下での再現テストおよび資料収集をお願いする場合があります。

4. サービスの適用除外

- 1) 製造会社の保守サービスが終了している対象製品および構成プログラムに対するサービス。
- 2) ファームウェアのコーディング問題に関する分析、アプリケーション開発に係わる支援および各種コンサルティング業務。
- 3) ファームウェアに関する情報提供および予防保守としてのファームウェアの更新作業。
- 4) 各種プログラム（オペレーティング・システム、仮想化システム、業務プログラム、アプリケーション・プログラム等）の再導入、設定等の作業。
- 5) 製品の停止・起動、システムの稼働確認、RAID データの再構築時等の待機作業。
- 6) 本サービスによる構成データ復元以外のデータの修復・復元に係る作業。

5. 解約条件

- 1) お客様理由による任意解約

お客様は、サービス開始日から1年以上経過した個々の対象製品について、75日前までにNI+C所定の書面による通知により、本サービスを解約可能日で解約することができます。

なお、別紙に本サービスの解約不可の記載がある場合、別紙の記載が優先します。

① サービス更新日が指定されている場合の解約可能日

サービス開始日から1年以上経過したサービス更新日の前日のみとなります。

② 月払料金方式の場合の解約可能日

サービス開始日から1年以上経過した月の末日のみとなります。

2) NI+C 理由による任意解約

NI+C は、お客様に対する1ヶ月前の書面通知により、個々の対象製品について本サービスを解約することができます。

6. その他

1) 本サービスで交換された旧部品および対象製品は、LOS サービスを除き IBM の所有となります。

以上

(2022/10/17) A02-03-2